

島根県中山間地域研究センターと島根県立大学との教育研究協力に関する協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 島根県(以下「県」という。)と公立大学法人島根県立大学(以下「公立大学法人」という。)は、県が設置する島根県中山間地域研究センター(以下「中山間地域研究センター」という。)と公立大学法人が設置する島根県立大学(以下「大学」という。)とが連携して、島根県立大学大学院(以下「大学院」という。)における教育活動の充実と人材の育成を図るとともに、地域課題の解決に寄与するため相互の研究活動を推進することに関して協定を締結する。

第2章 連携大学院

(連携大学院)

第2条 県及び公立大学法人は、大学院の教育活動の充実と人材の育成を図るため、相互に連携して大学院の学生(以下「院生」という。)の教育にあたる(以下「連携大学院」という。)ものとする。

(客員教員の委嘱)

第3条 公立大学法人は、前条の規定に基づき教育を実施する場合、中山間地域研究センターの職員を客員教員に委嘱することができる。

2 公立大学法人は、前項の規定により客員教員の委嘱を行う場合には、事前に県と協議を行わなければならない。

(客員教員の業務)

第4条 前条第1項の規定により委嘱された客員教員は、院生に対して講義科目授業に関する指導及び研究指導(研究指導科目授業に関する指導をいう。以下同じ。)を行うものとする。

(中山間地域研究センターにおける研究指導)

第5条 県及び公立大学法人は、中山間地域研究センターにおいて客員教員による研究指導を院生に受けさせることができる。

(連携大学院に係る知的財産権の取扱い)

第6条 院生が中山間地域研究センターにおいて客員教員から研究指導を受けた研究によりなした発明等に係わる知的財産権及びこれらの権利を受ける権利の帰属は、県と公立大学法人との協議により決定する。

(連携大学院に係る経費負担)

第7条 連携大学院に要する経費は、原則として公立大学法人の負担とする。

第3章 共同研究

(共同研究の実施)

第8条 県及び公立大学法人は、地域課題の解決に向け、相互の研究活動を推進するために、共同研究を実施するものとする。

(共同研究に係る契約)

第9条 県及び公立大学法人は、前条の規定により実施する共同研究のテーマ毎に、実施場所、従事する職員、経費負担その他共同研究を実施するにあたり必要な事項を定めた共同研究に係る契約を締結するものとする。

(客員研究員の委嘱)

第10条 県は、第8条の規定により共同研究を実施する場合には、必要と認めるときは、共同研究に従事する大学の職員を客員研究員として委嘱することができる。

2 公立大学法人は、第8条の規定により共同研究を実施する場合には、必要と認めるときは、共同研究に従事する中山間地域研究センターの職員を客員研究員として委嘱することができる。

3 県及び公立大学法人は前2項の規定によりそれぞれ委嘱を行う場合には、事前に協議を行わなければならない。

(客員研究員の処遇)

第11条 県及び公立大学法人は、前条の規定より相手方の職員を客員研究員に委嘱する際には、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

一 委嘱された職員に係る報酬又は給与若しくは手当等は、当該職員が所属する団体の規程に基づき所属する団体が決定する。

二 委嘱された職員に係る委嘱する団体における身分は、当該職員を委嘱する団体の規程に基づき委嘱する団体が決定する。

2 委嘱された職員に係る災害補償は、各職員が所属する団体が行なうものとする。

(共同研究に係る知的財産権の取扱い)

第12条 研究員が共同研究によりなした発明等に係わる知的財産権及びこれらの権利を受ける権利の帰属は、県と公立大学法人との協議により決定する。

(共同研究に係る経費負担)

第13条 共同研究に要する経費は、県と公立大学法人との協議により双方が負担する。

第4章 雑則

(協定に定めのない事項)

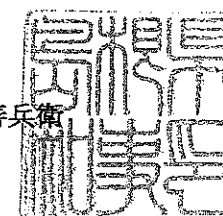
第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、必要に応じてその都度、県と公立大学法人が協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに、県及び公立大学法人のいずれからもこの協定の改廃の申し入れがないときには、さらに1年有効期間を更新するものとし、その後も同様とする。

平成20年3月17日

島根県  
島根県知事 溝口善兵衛



公立大学法人島根県立大学  
理事長 宇野重昭

